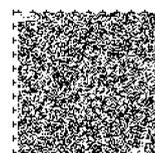


第4章 平成29年度の将来像



1 障害者数の推計

近年、市の人口（住民基本台帳人口）は減少傾向にあるものの、障害のある人（手帳所持者）の数はおおむね増加傾向を示しています。精神障害者保健福祉手帳取得者の増加などにより、障害者数は今後も増加すると予測されます。

第4期障害福祉計画期間の障害者数（各障害の手帳所持者数）の推計は、下の表のようになります。3障害の手帳所持者数は、平成29年度で合計2,686人（対総人口比4.7%）になると見込まれます。

障害者（手帳所持者）数の実績と見込み

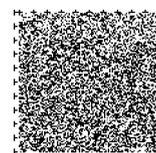
（単位：人）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総人口	59,055	58,676	58,207	57,831	57,442	57,029
身体障害者手帳所持者数	1,749	1,763	1,782	1,804	1,822	1,839
愛の手帳所持者数	323	338	352	367	381	395
精神障害者保健福祉手帳所持者数	322	349	375	401	427	452
合 計	2,394	2,450	2,509	2,572	2,630	2,686
対総人口比率 （単位：%）	4.1	4.2	4.3	4.4	4.6	4.7

※平成 24・25 年度は実績値（各年度末現在）

※平成 26 年度以降は推計値

※改正住民基本台帳法施行に伴い、平成 24 年度からの総人口には外国人住民も含まれている。



2 第4期障害福祉計画（国の指針）のポイント

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものとされています。平成25年4月に施行された障害者総合支援法を受け、第4期障害福祉計画の策定に向けて基本指針の見直しが行われました。その概要は次のとおりです。

なお、「成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）」については、東京都が示した「第4期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（案）（平成26年11月）」の内容を、【東京都の考え方】として併記しています。

◇計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入

- ・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績の分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について広報することが望ましい。

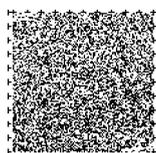
◇成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

○入所施設から地域生活への移行促進（継続）

第3期計画	第4期計画
①地域生活移行者の増加 平成17年10月時点の施設入所者のうち3割以上を移行	平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を移行
②施設入所者の削減 平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減	平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減

【東京都の考え方】

- ①国の基本指針に即して平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本に目標を設定すること。なお、施設入所者について実態及び本人の意向の把握が必要であり、それを踏まえた取組が求められること。
- ②入所待機者等の状況を踏まえ、施設入所が真に必要な者について適切に把握し、実情に応じて設定すること。



○精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）

第3期計画	第4期計画
① 1年未満入院者の平均退院率を7%増加 ② 65歳以上かつ5年以上入院患者の退院者数を2割増加	① 入院後3か月時点の退院率の上昇（64%以上） ② 入院後1年時点の退院率の上昇（91%以上） ③ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少（82%以下）

【東京都の考え方】

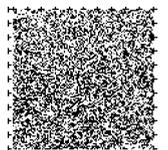
都道府県において目標設定することとなっており、東京都においては、国の基本指針に即して成果目標を設定する。区市町村においては、区市町村ごとの入院患者数、長期在院者数を参考に、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込む必要がある。

○地域生活支援拠点等の整備（新規）

第3期計画	第4期計画
—	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備

【東京都の考え方】

各区市町村に少なくとも1つ整備することを基本とするが、国は、先駆的・先進的に取り組もうとする区市町村等においてモデル事業を平成27年度に実施し、効果検証・情報発信をすることを予定しており、その取組も踏まえて、各地域の実情に応じた整備の在り方を検討する必要がある。



○福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

第3期計画	第4期計画
①平成 17 年度実績の 4 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行 ②福祉施設利用者のうち 2 割以上が就労移行支援事業を利用 ③就労継続支援事業利用者のうち 3 割以上が就労継続支援（A 型）事業を利用	①平成 24 年度実績の 2 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行 ②就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末から 6 割以上増加 ③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

【東京都の考え方】

- ①国の基本指針に即して、平成 24 年度実績の 2 倍以上を基本に目標を設定すること。
- ②東京都は、国の基本指針で設定している一律の目標は設定せず、各地域の実情に応じて必要な量を見込むこととするが、成果目標を達成するための活動目標として定期的にモニタリングする必要がある。
- ③国の基本指針に即して、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする目標を設定すること。

◇その他

○障害児支援体制の整備（新規）

- ・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めること。

○計画相談の連携強化

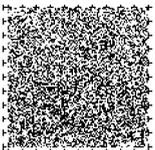
- ・サービス等利用計画の内容の充実に向けて、関係者のネットワークの強化等を図る必要があること。

○研修

- ・行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう研修に取り組むことが望ましいこと。

○虐待防止等

- ・高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましいこと。
- ・障害者への成年後見制度の利用促進や後見等の事務を適正に行うことができる人材育成・活用の研修を行い、成年後見制度の利用を促進する必要があること。



3 平成 29 年度の成果目標

国の基本指針の内容や過去の実績・今後の増加要素等を踏まえ、本市では以下のとおり、成果目標を設定することとします。

(1) 入所施設から地域生活への移行促進

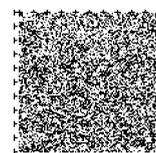
項目	数値	考え方
平成 25 年度末現在入所者数 (A)	40 人	平成 25 年度末現在の施設入所者数
【成果目標】 地域生活移行者数	5 人 (A の 12.5%)	施設入所者のうち、平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の数
【成果目標】 施設入所者削減数	2 人 (A の 5%)	平成 29 年度末時点までに削減する施設入所者の数

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

第 3 期計画と同様に、精神科病院から地域生活への移行促進に関する数値目標は特に定めないこととしますが、東京都による目標値を踏まえて、必要な「地域相談支援」や障害福祉サービス等のサービス見込み量の算定に反映させます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備に関する数値目標は特に定めないこととしますが、東京都による目標値を踏まえて、本市に必要な地域生活支援拠点のあり方を検討していきます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉施設から一般就労への移行者の増加

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労者移行者数 (A)	6 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 平成 29 年度の一般就労者移行者数	12 人 (A の 2 倍)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	16 人	平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数
【成果目標】 平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	26 人 (A の 1.6 倍)	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数

③ 就労移行支援事業所における就労移行率の増加

項目	数値	考え方
平成 29 年度末の就労移行支援事業所数 (A)	4 箇所	平成 29 年度末の就労移行支援事業所数
平成 29 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数 (B)	3 箇所	平成 29 年度末において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数
【成果目標】 平成 29 年度末の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	75.0% (B ÷ A)	平成 29 年度末の就労移行支援事業所数のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合

